

たものである。

(注3) 食品衛生法第28条第1項(立入検査及び収去検査)及び第30条第2項(監視指導)の規定に基づく事務は、第一号法定受託事務とされている(第69条第1項及び第2項)。

【調査結果】

今回調査した北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、札幌市、仙台市、金沢市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市及び世田谷区(以下項目1(2)及び2において「18都道府県等」という。)における平成18年度及び19年度の食品表示監視業務の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

(都道府県等食品衛生監視指導計画の記載状況)

① 指針では、重点的に監視指導を実施すべき項目(以下「重点監視指導項目」という。)として、i)食品表示基準についての適合を確認し、その遵守の徹底を求めること、ii)アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底を行うこと、iii)監視指導の実施体制に関する事項として、食品表示行政における連携を確保するため、消費者庁及びその他の関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施することなどを都道府県等食品衛生監視指導計画に記載することとされている。

また、厚生労働省は、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明したことから、「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」(平成19年1月31日付け食安発第0131002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「広域流通食品衛生管理通知」という。)を都道府県知事等に発出し、同様の事例の再発防止に努めることを求めている。

広域流通食品衛生管理通知では、具体的な対応として、i)科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無の確認、ii)製品の期限設定の一覧とその根拠の備付けの状況の確認を重点監視指導項目として実施することを求めている。

しかし、18都道府県等の「平成20年度都道府県等食品衛生監視指導計画」について、指針等で示された事項の記載状況を調査したところ、

- i) 指針で示された「アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底」について記載していないもの(4県市)、
- ii) 広域流通食品衛生管理通知で示された「科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無の確認」について記載していないもの(4県市)、
- iii) 広域流通食品衛生管理通知で示された「製品の期限設定の一覧とその根拠の備付けの状況の確認」について記載していないもの(広島県以外の17都道府県市区)、

など、指針等に沿った確認事項の記載がない状況がみられた。

以上の状況を踏まえると、指針等で示された食品表示に関する重点監視指導項目

表1-(2)-③

表1-(2)-④

の内容が実施されるよう、都道府県等に助言することが重要であると考えられる。

(違反を発見した場合の対応方針)

- ② 指針では、「違反を発見した場合の対応」として「違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う」ことなどとされている。また、厚生労働省は、都道府県等に対し、食品、添加物等の夏期・年末一斉取締り実施要領(注)により、違反業者等の改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うことなどの「処分等」の対応方針を示している。

(注) 厚生労働省は、積極的に食品衛生の確保を図るため、食中毒等の食品による事故が多発する夏期と多種類の食品が短期間に大量に流通する年末に、指針に基づき、都道府県等に対し一斉取締りの実施を通知している。

平成 18 年度及び 19 年度に発出された通知は、次のとおりである。

- ・ 「平成 18 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(平成 18 年 6 月 23 日付け食安発第 0623004 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 18 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 18 年 11 月 17 日付け食安発第 1117001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 19 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」(平成 19 年 6 月 14 日付け食安発第 0614001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
- ・ 「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 19 年 11 月 16 日付け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)

食品表示基準の違反は、直接健康被害に結び付く可能性が低いとの認識から、軽微な違反として取り扱われることが多いが、その確実な改善を図るためには、指針や厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領で示された「違反を発見した場合の対応方針」等を都道府県等食品衛生監視指導計画等に明記するとともに、そのことを適正に実施することが重要であると考えられる。

しかし、18 都道府県等の都道府県等食品衛生監視指導計画、夏期・年末一斉取締り実施要領及び行政処分等事務取扱要領等における「違反を発見した場合の対応方針」等の記載状況を調査したところ、i) 違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の違反については書面により改善指導を行うことを明記していないもの(4 都県市)、ii) 改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うことを明記していないもの(15 都道府県市区)がみられた。

(検査品目数等の記録)

- ③ 18 都道府県等の夏期・年末一斉取締り実施要領等では、食品衛生監視員が食品製造・販売施設において立入検査をする食品の種類についての大まかな方針は示されているものの、検査時にどれくらいの品目数等をチェックするかについては示されていないため、食品衛生監視員が自らこれを判断している。

一方、立入検査を行った食品製造・販売施設において、「どのような観点から、どのような食品を何品目チェックし、その結果、どのような食品表示基準の違反が発見されたのか」について記録し、その結果に基づき品目ごとの違反率を検証することは、検査の信頼性を確保する上で重要であると考えられる。

しかし、18 都道府県等における立入検査の記録等を調査したところ、食品種類別の検査品目数及び違反品目数を記録し、食品種類別の違反率(違反品目数/検査品

表 1-(2)-⑤

表 1-(2)-⑥

表 1-(2)-⑦

目数)の算出による分析を行っていたのは東京都及び大阪府のみとなっており、16道県市区においては検査品目数が記録されていないため、品目ごとの違反率が検証できない状況となっている。

なお、東京都が作成している「表示検査票」及び大阪府が作成している「現場での食品の表示・保存基準等検査結果報告表」は、立入検査時にチェックした食品種類別の品目数及び違反品目数を簡易に記録できるものとなっている。

(改善確認の実施状況)

- ④ 平成18年度及び19年度に18都道府県等が行った立入検査の延べ施設数は、表8のとおり、18年度117万7,879施設、19年度119万5,968施設となっている。また、立入検査による食品表示基準違反の発見施設数は、夏期の一斉取締り分が平成18年度662施設、19年度771施設、年末の一斉取締り分が、18年度645施設、19年度784施設となっている。

表1-(2)-⑧
表1-(2)-⑨

表8 18都道府県等における立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数
(単位：施設)

調査対象機関	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
	平成18年度	19年度	平成18年度	19年度
9都道府県	687,363	712,109	—	—
(うち夏期一斉取締り分)	166,319	167,108	452	505
(うち年末一斉取締り分)	100,940	92,926	315	447
9市区	490,516	483,859	—	—
(うち夏期一斉取締り分)	93,996	87,312	210	266
(うち年末一斉取締り分)	70,792	78,186	330	337
18都道府県等の合計	1,177,879	1,195,968	—	—
(うち夏期一斉取締り分)	260,315	254,420	662	771
(うち年末一斉取締り分)	171,732	171,112	645	784

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「食品表示基準違反の発見施設数」は、年間実績を集計していない都道府県等が少なからずみられたことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏期一斉取締り分」及び「年末一斉取締り分」のみ計上した。
 3 上記の「18都道府県等の立入検査の延べ施設数」を食品衛生監視員数で除し、一人当たりの施設数をみると、932.9施設(1,195,968施設(平成19年度)÷1,282人(平成20年8月1日現在))となっている。

立入検査で発見した食品表示基準の違反等について改善指導を行った場合は、当該違反の確実な改善及び再発防止を図るため、その後の改善状況を確認することが重要と考えられる。

当省が平成15年1月に行った「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」では、「厚生労働省は、都道府県、政令市等に対し、検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録を適切に行うよう助言すること。」としている。これを受けて、厚生労働省は、「平成15年2月の全国食品衛生関係主管課長会議等において、都道府県等に対し勧告内容を周知するとともに、「食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告について」(平成15年2月6日付け医薬局食品保健部企画課事務連絡)において、検査等に係る違反事業者の改善措置状況の確認及び記録の適正化を図るために適切な対応を行うよう要請」した。

また、厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領では、「処分等」の項目におい

て、「改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うこと」としている。

しかし、平成 18 年度及び 19 年度に大阪市及び福岡市を除く 16 都道府県市区が立入検査で発見した食品表示基準の違反等から抽出した 1,498 件について、食品事業者の店舗等に赴いて表示違反等が改善されたか確認すること（以下項目 1 (2)において「改善の現地確認」という。）等の実施状況を調査した結果、次の状況がみられた。

i) 食品表示基準違反等に係る食品事業者から改善報告を受理した 379 件について、その後の改善の現地確認の実施状況を調査したところ、当該確認を行ったものは 40 件（10.6%）と低調な状況となっており、339 件（89.4%）は当該確認を行っていない（北海道 30 件、宮城県 10 件、東京都 51 件、石川県 2 件、愛知県 24 件、大阪府 17 件、香川県 6 件、福岡県 11 件、札幌市 18 件、仙台市 131 件、名古屋市 30 件、広島市 4 件、高松市 4 件、世田谷区 1 件）。

また、改善の現地確認を行ったものについて、改善報告を受理してから当該確認を行うまでの期間を調査したところ、31 日間以上を要しているものが 1 件（2.5%）みられた。

ii) 改善報告（始末書を含む。）を受理していない 683 件（立入検査時に即時改善したものを除く。）について、改善の現地確認の実施状況を調査したところ、当該確認を行ったものが 197 件（28.8%）、当該確認を行っていない又は当該確認の記録がないものが 486 件（71.2%。内訳は、東京都 46 件、愛知県 1 件、大阪府 65 件、香川県 28 件、福岡県 36 件、札幌市 46 件、仙台市 40 件、金沢市 48 件、名古屋市 131 件、広島市 1 件、高松市 39 件、世田谷区 5 件）みられた。

また、改善の現地確認を行ったものについて、違反等の発見から当該確認を行うまでの期間を調査したところ、31 日間以上を要しているものが 80 件（40.6%）みられた。

上記 i) 及び ii) の 31 日間以上を要している計 81 件について、その理由を調査したところ、「次回の立入検査時に改善確認を行うこととしている」など、合理的な理由がなく、速やかな改善の現地確認が行われていないものがみられた。

（改善指導の実施状況）

⑤ 立入検査で食品表示基準の違反等を発見した場合、違反内容、指導内容等の記録を行い、当該事業者に対して適切な監視指導を行うことは、検査の信頼性の確保及び食品表示基準違反等の防止を図る上で重要であると考えられる。

今回、大阪市及び福岡市を除く 16 都道府県等が平成 18 年度及び 19 年度に立入検査により発見した食品表示基準の違反等から 1,498 件、収去検査で発見した食品表示基準の違反等から 302 件、計 1,800 件を抽出し、これらに係る改善指導の実施状況を調査し、また、東京都の 1 保健所 89 件及び石川県の 1 保健所 46 件、計 135 件の食品表示基準の違反等に係る改善指導の実施状況をそれぞれ調査したところ、

i) 立入検査結果の記録を残していない、又は、具体的な違反内容、指導内容等を記録していないもの（3 都道市 98 件）、

ii) 立入検査で発見した食品表示基準違反に対する指導後の改善の現地確認の記録を残していないもの（8 都道県市区 307 件）、

iii) 同一事業者が違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭による指導を

表 1-(2)-⑩

表 1-(2)-⑪

表 1-(2)-⑫

表 1-(2)-⑬

行っているため、改善に長期間を要しているなど適切な改善措置が採られていないもの（2道市8件）

など、食品表示基準の違反等の事業者に対する16都道府県市区の事務処理又は措置に不適切な状況がみられた。

（通報案件の処理状況）

- ⑥ 厚生労働省の夏期・年末一斉取締り実施要領では、違反食品の製造所の所在地が他の都道府県等にある場合には、直ちに当該都道府県等にその調査結果及び措置を通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にして対応することとされている。また、指針では、食品表示に係る監視指導等については、JAS法を所管する関係行政機関との間で違反情報を相互に提供することとされている。

今回、18都道府県等について、食品表示基準違反に係る通報案件の処理状況を調査（注）したところ、

- i) 立入検査で、他の都道府県等が管轄する事業者が原因となる食品表示基準違反を発見したが、当該都道府県等に通報していない、又は速やかに通報していないなど、通報案件の処理が不適切なもの（3県市区3件）、
 - ii) 他の都道府県等から食品表示基準違反に係る通報を受け付けたものの、当該違反に係る事業者の所在地を管轄する保健所への連絡が遅れたことなどから、立入検査の着手が遅延しているもの（北海道3件）、
 - iii) 立入検査でJAS法違反を発見したが、都道府県のJAS法担当部局に対しその情報の提供を行っていないもの（北海道4件）
- など、通報案件の処理が不適切な状況がみられた。

（注） 立入検査により発見した食品表示基準違反等のうち、上記事例の母数となる他の都道府県等に対する通報案件の件数は調査していない。

【所見】

したがって、消費者庁は、不適正表示の確実な改善及び再発防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 指針等で示された食品表示に関する重点監視指導項目の内容が実施されるよう、都道府県等に助言すること。また、立入検査で食品表示基準違反等が発見した場合の対応方針を、夏期・年末の一斉取締り実施要領等に明記するとともに、その確実な実施について都道府県等に対して助言すること。その際、消費者庁は、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。
- ② 立入検査でチェックした品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うことについて、都道府県等を指導すること。
- ③ 違反事業者からの改善報告の受理後及び食品表示基準違反等の発見後において、改善の現地確認を確実に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう、都道府県等に対して指導し、その結果について確認・点検を実施すること。
- ④ 立入検査で発見した食品表示基準違反等に関する事務処理・措置及び他の都道府県等が所管する事業者の食品表示基準の違反の通報に関する事務処理を適切に行う

表 1-(2)-⑭

<p>とともに、これらを点検する仕組みを設けるよう、都道府県等に対して指導し、その結果について確認・点検を実施すること。</p>	
--	--

表 1-(2)-① 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）関係条文抜粋（消費者庁設置前後の条文対照表）

（下線部分は改正部分）

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>（食品等の表示基準）</p> <p>第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>（監視指導の実施に関する指針）</p> <p>第二十二條 厚生労働大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 監視指導の実施に関する基本的な方向</p> <p>二 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項</p> <p>三 監視指導の実施体制に関する事項</p> <p>四 その他監視指導の実施に関する重要事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>（輸入食品監視指導計画）</p> <p>第二十三條 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項</p> <p>二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項</p> <p>三 その他監視指導の実施のために必要な事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。</p>	<p>（食品等の表示基準）</p> <p>第十九条 <u>内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。</u></p> <p>2 （改正なし）</p> <p>（監視指導の実施に関する指針）</p> <p>第二十二條 <u>厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視又は指導（以下「監視指導」という。）の実施に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。</u></p> <p>2 （改正なし）</p> <p>3 <u>厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</u></p> <p>（輸入食品監視指導計画）</p> <p>第二十三條 （改正なし）</p>

消費者庁の設置前（平成21年9月1日前）

消費者庁の設置後（平成21年9月1日施行）

（都道府県等食品衛生監視指導計画）

（都道府県等食品衛生監視指導計画）

第二十四条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。

第二十四条 （改正なし）

2 都道府県等食品衛生監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

2 （改正なし）

- 一 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 当該都道府県等と隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 四 その他監視指導の実施のために必要な事項

3 （改正なし）

3 都道府県等食品衛生監視指導計画は、当該都道府県等の区域における食品等事業者の施設の設置の状況、食品衛生上の危害の発生の状況その他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

4 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

5 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

（検査及び収去）

（検査及び収去）

第二十八条 厚生労働大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で収去させることができる。

2～4 （略）

2～4 （略）

（食品衛生監視員による監視指導）

（食品衛生監視員による監視指導）

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

2 都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならない。

3・4 （略）

3 内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）

消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）

（営業許可の取消、営業の禁止又は期間停止）
 第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至った場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

（公表）
 第六十三条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害を明らかにするよう努めるものとする。

（事務の区分）
 第六十九条 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導

4・5 （略）

（営業許可の取消、営業の禁止又は期間停止）
 五十五条 （改正なし）

（公表）
 第六十三条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生第上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害を明らかにするよう努めるものとする。

（協議）
 第六十五条の二 （略）
 2 内閣総理大臣は、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。
 3 厚生労働大臣は、第十一条第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めたときその他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

（情報交換）
 第六十五条の三 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

（事務の区分）
 第六十九条 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随す

消費者庁の設置前（平成21年9月1日前）

に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

- 2 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（委任）

第七十条 （略）

- 2 （略）

（罰則）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

- 三 第五十四条の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長）の命令に従わない営業（第六十二条第三項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十五条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行つた者

- 2 （略）

（罰則）

第七十二条 （略）第十九条第二項（略）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができ

消費者庁の設置後（平成21年9月1日施行）

る監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

- 2 第二十八条第一項、第三十条第二項、第五十四条、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（委任）

第七十条 （略）

- 2 （略）

- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（罰則）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

- 三 第五十四条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事（第六十六条の規定により読み替えられる場合は、市長又は区長。以下この号において同じ。）の命令若しくは第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令に従わない営業（第六十二条第三項に規定する食品を供与する者を含む。）又は第五十五条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して営業を行つた者

- 2 （略）

（罰則）

第七十二条 （改正なし）

消費者庁の設置前（平成 21 年 9 月 1 日前）	消費者庁の設置後（平成 21 年 9 月 1 日施行）
<p>る。</p> <p>（罰則）</p> <p>第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十八条第一項の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>二 第二十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>（罰則）</p> <p>第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。ただし、その人が食品衛生管理者として、前条の規定により罰金刑を科せられるべきときは、その人については、この限りでない。</p> <p>一 （略）第十九条第二項（略） 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十八条第一項（<u>第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。</u>）の規定による当該職員の臨検検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>二 第二十八条第一項（<u>第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。</u>）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>（罰則）</p> <p>第七十八条 （改正なし）</p>

表 1-(2)-② 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）（抜粋）

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき、国及び都道府県等が行う食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を次のように策定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

目次

- 第一 監視指導の実施に関する基本的な方向
- 第二 監視指導の実施体制等に関する事項
- 第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項
- 第四 輸入食品監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項
- 第五 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項
- 第六 関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項
- 第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

第一 監視指導の実施に関する基本的な方向

- 一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担（略）
- 二 監視指導に係る厚生労働省及び都道府県等の役割分担の基本的な考え方
国内に流通する食品等の監視指導及び国内の食品等事業者に対する監視指導並びにと畜場法及び食鳥処理法に基づく監視指導は基本的に都道府県等が実施する。
一方、厚生労働省は、輸入食品等に対する輸入時における監視指導及び食品等の輸入者に対する監視指導を実施する等、輸入食品等の安全性を確保する役割を担うとともに、と畜場法第 14 条第 5 項の規定により牛海綿状脳症に係る確認検査等のと畜検査の一部を実施する。（略）

三、四 （略）

第二 監視指導の実施体制等に関する事項

- 一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項（略）
- 二 厚生労働省及び他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携体制の確保
都道府県等の監視指導の実施に当たって、厚生労働省及び他の都道府県等との連携を確保することは、特に、都道府県等の区域を超えて広域的に流通する食品等であって輸入食品等以外のもの(以下「広域流通食品等」という。)及び輸入食品等の監視指導において重要である。また、総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設への監視指導の実施に当たっては、厚生労働省の地方厚生局との連携を確保することが必要となる。
このため、厚生労働省及び地方厚生局においては、都道府県等の食品衛生担当部局との連絡及び連携体制を確保するとともに、広域流通食品等に係る違反情報、輸入食品等の輸入時検査における違反情報、輸入者に対する処分内容等について、関係する都道府県等に情報提供し、必要に応じて連携して対応する。
また、都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局、特に当該都道府県等と隣接する都道府県等との間において緊密な連絡及び連携体制を確保する。

三 農林水産部局等他部局との連携体制の確保

- 第一の四の生産段階の食品安全規制との連携の確保のため、厚生労働省は農林水産省との間で緊密な連絡及び連携体制を確保する。都道府県等の食品衛生担当部局は、当該都道府県等の農林水産部局との間で生産段階に係る食品安全規制も含めた違反情報を相互に提供する等緊密な連絡及び連携体制を確立する。また、生産段階の食品安全規制に係る違反を発見した場合の対応等のため、他の都道府県等の食品衛生担当部局を通じて他の都道府県等の農林水産部局との間の連絡体制を確保する。また、必要に応じて農林水産省の地方農政局及び地方農政事務所、独立行政法人農林水産消費技術センター等との連携を図る。
なお、食品等の表示に係る監視指導については、食品等の表示の制度が複数存在していることから、基本法第 18 条において食品の表示の制度の適切な運用の確保が規定されていることも踏まえ、都道府県等の食品衛生担当部局は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)を所管する関係行政機関(以下「表示関係行政機関」という。)との間で違反情報を相互に提供するなど連絡及び連携体制を確保する。

四 試験検査実施機関の体制の整備等（略）

第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項

都道府県等は、全国的な食品等の生産、製造、流通等の状況、法違反状況及び食品衛生上の問題発生状況に加え、当該都道府県等の区域におけるこれらの状況を分析及び評価し、当該都道府県等の監視指導の実施

体制を含めた実行可能性も考慮の上、近隣都道府県等とも連携を図りながら、当該地域の実情を勘案した都道府県等食品衛生監視指導計画(以下「監視指導計画」という。)を策定するとともに、当該監視指導計画に従い監視指導を実施する。

特に、次に掲げる事項に留意して監視指導計画の策定及び監視指導の実施を図る。

一 重点的に監視指導を実施すべき項目

次に掲げる事項を参考として重点的に監視指導を実施すべき項目を定め、監視指導計画に記載する。

1 一般的な共通事項

法第6条各号、法第9条及び法第11条第3項に該当する食品等でないこと及び法第10条の規定に基づき定められた添加物であることの確認を行うとともに、法第11条第1項及び法第18条第1項の規定に基づく食品等の規格又は基準、法第19条第1項の規定に基づく食品等の表示に係る基準、法第50条第1項及び第2項の規定に基づき定められる基準並びに法第51条の規定に基づき定められる施設基準についての適合を確認し、その遵守を徹底する。

(略)

2 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた重点監視指導項目

(略) 次の事項についても重点的に監視指導を実施する。

(略)

- ・ 法第11条の規定に基づくアレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底

(表略)

二 監視指導の実施体制に関する事項

1 監視指導の実施体制に関する基本的な事項

第二の一を参考として、監視指導を実施する機関について監視指導計画に記載する。

2 厚生労働省及び他の都道府県等との連携確保に関する事項

第二の二を参考として、厚生労働省及び他の都道府県等との連携確保について監視指導計画に記載する。

3 農林水産部局等他部局との連携確保に関する事項

第二の三を参考として、農林水産部局等他部局との連携確保について監視指導計画に記載する。なお、具体的な取組の例としては以下のようなものが考えられる。

(略)

- ・ 食品表示行政における連携を確保するため、表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施する。

4 試験検査実施機関の体制の整備等に関する事項 (略)

三 施設への立入検査に関する事項

1 立入検査実施計画の策定

当該都道府県等の区域内の食品等事業者の施設への年間の立入予定回数を含む立入検査の実施計画を定め、監視指導計画に記載する。なお、業種ごとに年間の立入予定回数を設定することも可能である。

立入予定回数については、当該施設の種類及び取扱う食品等の種類についての当該地域及び全国的な法違反状況、問題発生状況等の分析及び評価をもとに、各都道府県等が一を参考として定める重点的に監視指導を実施すべき項目を踏まえて、必要に応じ当該施設における直近の衛生管理状況等を勘案し、また四の1の収去検査実施計画及び六の一斉取締りも勘案して適正に実施計画を定める。

なお、立入り時の監視指導内容についても、同様の分析、評価等を行い、監視指導を実施する。

2 違反を発見した場合の対応

立入検査により法第51条の規定による施設基準の違反、法第11条第1項の規定による製造基準の違反等の法の規定に違反している状況を発見した場合は、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面にて改善指導を行う。

法違反に係る食品等が現存する場合には、当該食品等が販売の用に供され、又は営業上使用されないう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、法第54条、第55条又は第56条の規定に基づく処分を行う。また、悪質な事例については告発を行う。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者(原則として当該違反により書面による行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。以下同じ。)の対象となる者を含み、違反が軽微であって、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。)の名称、対象食品等、対象施設等を随時公表する。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

四 食品等の収去検査等に関する事項

1 収去検査実施計画の策定

食肉等、乳及び乳製品、食鳥卵、水産食品、野菜等の食品群等ごとに、食品群等ごとの当該地域及び全国的な法違反状況、問題発生状況等を分析及び評価して、検査項目(微生物、残留農薬、添加物、汚染物質等)ごとの年間の検査予定数を含む食品等の収去検査の実施計画を定め、監視指導計画に記載する。

当該実施計画においては、保健所、食肉衛生検査所、市場衛生検査所等の検体採取機関ごとの年間の収去予定数及び保健所の衛生検査施設、地方衛生研究所、登録検査機関等の試験検査実施機関ごとの年間の試験検査実施予定数を定める。

検体採取機関ごとの収去予定数については、2の事項に留意するとともに、各検体採取機関の体制整備の状況等も踏まえて、近隣都道府県等と連携し、特に同一都道府県内において都道府県等相互間で連携して策定する。

試験検査実施機関ごとの試験検査実施予定数については、各試験検査実施機関の体制整備の状況等を踏まえて策定する。

2 収去検査の対象食品等の選定及び収去検査の実施に当たっての留意事項

収去検査の対象となる食品等の選定に当たっては、当該都道府県等の区域内において生産、製造、加工等される食品等を含め、広域流通食品等を中心とする。

当該都道府県等の区域内で生産、製造、加工等された食品等の収去到当っては、過去の立入検査結果及び当該施設における生産段階、製造段階、加工段階等の衛生管理状況を踏まえ、違反の可能性が比較的高いと考えられる食品等及び項目に重点を置く。また、新たに規格基準が整備された食品等、食品等ごとの流通量の季節変化等にも配慮して実施する。

なお、輸入食品等については、輸入時に国が行うモニタリング検査の実施状況、命令検査の対象食品等も勘案して、特に命令検査と重複しないように配慮する。

収去検査については、当該都道府県等の区域内で生産、製造、加工等される食品等の場合には当該施設への立入り時に併せて行い、それ以外の食品等の場合には市場、大規模販売店、流通センター等食品等が集約する流通拠点において収去する等、効率的に収去できるよう工夫する。

また、収去到当っては違反を発見した場合の対応が可能となるよう生産者、製造者及び加工者、輸入者等の関係者に係る情報を確認する。

3 違反を発見した場合の対応

検査の結果、違反が発見された場合については、生産、製造、加工等を行った場所を所管する都道府県等が異なる場合には、速やかに当該都道府県等の食品衛生担当部局に連絡するとともに、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携して廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。

また、必要に応じ、法第54条、第55条又は第56条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発を行う。

広域流通食品等及び輸入食品等に係る違反を発見した場合には、関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は厚生労働省へ迅速に情報提供し、連携して違反に係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等の必要な措置を講ずるとともに、改善の状況についても情報提供する。

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第63条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した者(原則として当該違反により書面による行政指導の対象となる者を含み、違反が軽微であつて、かつ当該違反について直ちに改善が図られた者を除く。)の名称、対象食品、対象施設等を随時公表する。

なお、違反者の名称等の公表に際しては、都道府県等の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明次第、公表を行う。

検査の結果違反が発見された場合であつて、当該食品等を製造、加工等した者の検査の能力等からみて、継続的に当該者の製造、加工等する食品等の検査が必要と判断される場合には、積極的に法第26条第1項の命令検査を活用する。製造者及び加工者を所管する都道府県等が異なる場合には、違反の発見の事実を連絡するとともに、収去検査及び命令検査の発動等の必要な対応の実施を要請する。

五 計画の実施状況の公表に関する事項

食品等事業者の施設への立入検査の状況及びその結果の概要、食品等の収去の状況及びその結果の概要等の監視指導の実施状況については、法第24条第5項の規定に基づき公表することとされているが、監視指導の実施状況の公表は、住民をはじめとする関係者相互間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進のために重要なものであることから、年度ごとの実施状況の概要について翌年度の6月までに公表するほか、夏期、年末等の一斉取締りを実施した後などの年度途中においても公表する。また、年度ごとの実施状況についても、取りまとめ次第公表する。

六 一斉取締りの実施に関する事項

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を重点的に実施する。

このほか、特定の違反事例が頻発するなど、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国一斉に同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて、監視指導を実施する。

七 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項（略）

八 計画策定に係る情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項

監視指導計画の策定に当たっては、法第 64 条第 2 項の規定に基づき、その案の段階において、趣旨及び概要をできるだけ分かりやすく公表するとともに、住民参加型の意見交換会の実施、ホームページ、広報紙等を通じた意見募集等の地域の実情に応じた手段により、地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め、当該意見をもとに案を再度検討するなど、情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の促進を図る。

九 その他（略）

第四～第七 （略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-③ 「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」（平成 19 年 1 月 31 日付け食安発第 0131002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）（抜粋）

今般、広域流通食品の製造・販売等を行う菓子製造業者において、不適切な衛生管理が継続的に行われていたという事案が判明した。

本事例については、これまでの関係自治体の立入調査の結果、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 19 条第 2 項違反に該当する事由(科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限を表示)のほか、食品の製造・加工工程において消費期限切れ等の原材料の使用、製造記録等の作成・保存等の不備及び細菌検査体制の不備等が認められた。

これらについては、法第 3 条において、食品等事業者の責務として「販売食品等の原材料の安全性の確保」や「必要な情報に関する記録の作成・保存」に努めなければならないと規定されているほか、法第 50 条第 2 項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」（昭和 47 年 11 月 6 日付け環食第 516 号別記(1)。平成 16 年 2 月 27 日付け食安発第 0227012 号最終改正。以下「管理運営基準に関するガイドライン」という。)においても、適切な原材料の使用及び記録の作成・保存等について所要の規定が整備されているものであり、同様の事例の再発防止の観点からは食品等事業者におけるこれらの遵守が必要と考えられる。

については、今後の広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者(以下「広域流通食品等事業者」という。)に対する監視及び指導にあたっては、自ら製造・販売等を行う食品の安全性の確保について自覚と責任感を持つよう改めて促すとともに、下記の事項に十分に留意し、同様の事例の再発防止に努められるよう特段の対応をお願いする。

記

1 広域流通食品等事業者に対する指導

同様の事例の発生防止のためには、広域流通食品等事業者がその責務を果たすことが重要である。

については、当該事業者に対し、製造から販売に至るまでの各段階における適切な衛生管理、食品の製造等に係る記録の作成・保存、適正な表示の実施等を徹底し、食品等事業者の責務である法第 3 条等を遵守するよう改めて指導すること。具体的には次の(1)～(3)について指導すること。

(1) 食品製造等における衛生管理（略）

(2) 記録の作成・保存

法第 3 条第 2 項及び「食品衛生法第 3 条第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)」（平成 15 年 8 月 29 日付け食安発第 0829001 号別添。以下「記録の作成・保存に係るガイドライン」という。)を踏まえ、使用した原材料の期限表示に係る記録等、食品の製造・加工・保存等に係る記録を適正に作成し、自治体の食品衛生監視員が立ち入る際には、求めに応じて提示できるよう適切に保存すること。

(3) 期限の表示

ア 既存の消費期限又は賞味期限の見直しの際には、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（平成 17 年 2 月 25 日付け食安基発第 0225001 号別添)及び「加工食品の表示に関する共通 Q & A (第 2 集：期限表示について)」を踏まえ、食品等の特性等に応じて、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的・合理的に行うこと。なお、流通の都合等により科学的・合理的根拠なく、消費期限

及び賞味期限を超えた期限を表示しないよう留意すること。また、製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと。

イ 食品期限表示の設定のためのガイドラインを踏まえ、消費期限及び賞味期限の設定根拠に関する資料等について、消費者等から求められたときには積極的に情報提供すること。

2 広域流通食品等事業者に対する監視指導の強化

今般の事例を踏まえ、食品等事業者に対する監視指導においては、原材料の管理状況、当該広域流通食品等事業者が作成した管理運営要領や記録類の内容、指摘事項の改善状況等による重点的な確認が課題と考えている。

については、広域流通食品等事業者に対し、立入検査等の監視指導を行う際には、1に掲げる法第50条第2項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を定めた条例の遵守状況、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づく記録の作成・保存状況、消費期限の適正な表示についての実施状況を確認し、再発防止に努めること。具体的には次の(1)～(2)について、対応方願います。

(1) 重点監視指導事項

ア 食品製造等における衛生管理の確認（略）

イ 記録の作成・保存の確認

食品の製造・加工・保存等に係る記録が、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づき、使用する原材料の期限表示に係る記録等、適正に作成・保存されているか、広域流通食品等事業者に対し、提示を求め、その内容を確認すること。

ウ 消費期限の表示の確認

科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無について、記録の作成・保存に係るガイドラインに基づき作成された製品又は加工品に関する記録等を確認すること。また、製品の期限設定の一覧とその根拠が工場等に備え付けてあるか確認すること。

(2) その他

法第24条に基づき都道府県知事等が定める「都道府県等食品衛生監視指導計画」について、今般の事例を踏まえ、重点的に監視指導を実施すべき項目や食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項等の見直し等について検討すること。

3 その他（略）

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-④ 指針等で示された事項等の記載状況

区分	「指針」において示された重点監視指導項目						「広域流通食品衛生管理通知」において示された重点監視指導事項						「指針」において示された監視指導の実施体制に関する事項			
	①食品表示基準についての適合を確認し、その遵守を徹底			②アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底のための製造者及び加工者による使用原材料の点検及び確認の徹底			③科学的・合理的根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無の確認			④製品の期限設定の一覧とその根拠の整備状況の確認			⑤表示関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施			
	平 18	19	20	平 18	19	20	平 18	19	20	平 18	19	20	平 18	19	20	
北海道	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	△	△	△	
宮城県	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
東京都	○	×	○	○	×	○	—	×	○	—	×	×	△	△	○	
石川県	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	△	△	△	
愛知県	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	△	△	△	
大阪府	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
広島県	○	○	○	×	×	×	—	○	○	—	×	○	○	○	○	
香川県	○	○	○	○	○	○	—	×	×	—	×	×	△	△	△	
福岡県	○	○	○	○	×	×	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
札幌市	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
仙台市	×	○	○	×	○	○	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
金沢市	×	×	○	×	×	×	—	×	×	—	×	×	△	△	△	
名古屋市	×	×	○	×	×	×	—	×	×	—	×	×	△	△	△	
大阪市	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	○	○	○	
広島市	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	×	×	△	△	△	
高松市	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	△	△	△	
福岡市	○	○	○	○	○	○	—	×	×	—	×	×	△	△	○	
世田谷区	○	○	○	○	○	○	—	×	○	—	×	×	△	△	△	
計	(○)	15	15	18	14	13	14	0	7	14	0	0	1	2	2	4
	(×)	3	3	0	4	5	4	0	11	4	0	18	17	0	0	0
	(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	14
	(—)	0	0	0	0	0	0	18	0	0	18	0	0	0	0	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ○印は「都道府県等食品衛生監視指導計画」に「記載するよう参考として示された事項」又は「検討するよう示された事項」が記載されているもの、△印は事項の一部が記載されているもの、×印は記載されていないものを示す。
 なお、⑤の△印は、「表示関係行政機関との連携」については記載されているが、「表示に係る調査や立入検査を同時に実施」までは記載されていないものである。

3 平成 18 年度、19 年度及び 20 年度の「都道府県等食品衛生監視指導計画」の記載状況について調査した。③及び④は、食品安全部長通知の発出が平成 19 年 1 月であるため、19 年度及び 20 年度計画の記載状況を調査した。

表 1-(2)-⑤ 「平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について」(平成 18 年 11 月 16 日付
け食安発第 1116002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)(抜粋)

(別添 1)

平成 19 年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要領

I 目的

食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号)に基づき、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示の実施等について、食品等事業者に対する監視指導の強化を図ることにより、年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るものである。

II 実施期間

原則として、平成 19 年 12 月 1 日(月)から 12 月 28 日(金)までとするが、各都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)において特にこれ以外に期間を定めて本取締りを実施する場合は、その期間を実施期間とする。

III 実施方法 (略)

IV 処分等

- 1 立入検査、収去検査等の結果、食品衛生法等に違反する事実が認められた場合は遅滞なく厳正な処分を行うとともに、その他必要な措置を講じる。また、違反業者等の改善措置状況の確認及び記録を適切に行う。
- 2 立入検査の結果、事実関係の確認が必要な場合には、当該事業者に対して、必要に応じて、食品衛生法第 28 条に基づき、文書により報告を聴取する。また、当該報告について虚偽の報告がなされたことが判明した場合は、同法第 28 条違反として厳正に対処する。
- 3 無許可営業等悪質な事例については、告発等の必要な措置を講じる。
- 4 必要に応じ、同法第 63 条の規定に基づき、「食品衛生法第 63 条に基づく法違反者等の名称等の公表について」(平成 18 年 5 月 29 日付け食安発第 0529004 号)を踏まえ、違反業者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努める。
- 5 違反食品の製造所所在地が他の都道府県等にある場合(輸入食品等の違反を発見し、輸入者が他の都道府県等に所在する場合を含む。)には、直ちに当該都道府県等へその調査結果及び措置について通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にして対応する。また、違反食品と同一の食品が他の都道府県等において販売されている事実が判明した場合も同様の措置をとる。

6～8 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(2)-⑥ 法違反を発見した場合の対応方針の策定状況（18 都道府県等）

区分	都道府県等食品衛生 監視指導計画等	策定の 有無	法違反を発見した場合の対応方針			
			違反が軽微な場 合であって直ちに 改善が図られるも の以外の法違反に ついては書面にて 改善指導を行う	監視指導計画等 のいずれにも明確 に規定されていな いもの	指導後に、改善 措置状況の確認及 び記録を適切に行 う	監視指導計画等 のいずれにも明確 に規定されていな いもの
北海道	監視指導計画	有	○		△	
	一斉取締り実施要領	有	○		△	×
	行政処分取扱要領等	有	○		△	
宮城県	監視指導計画	有	×	×	×	×
	一斉取締り実施要領	無	—		—	
	行政処分取扱要領等	有	×		×	
東京都	監視指導計画	有	×	×	×	×
	一斉取締り実施要領	有	×		×	
	行政処分取扱要領等	有	×		×	
石川県	監視指導計画	有	○		×	
	一斉取締り実施要領	有	×		○	
	行政処分取扱要領等	有	△		△	
愛知県	監視指導計画	有	○		△	×
	一斉取締り実施要領	無	—		—	
	行政処分取扱要領等	有	△		×	
大阪府	監視指導計画	有	○		×	×
	一斉取締り実施要領	有	×		×	
	行政処分取扱要領等	有	×		△	
広島県	監視指導計画	有	○		×	
	一斉取締り実施要領	有	○		○	
	行政処分取扱要領等	有	○		△	
香川県	監視指導計画	有	○		×	×
	一斉取締り実施要領	無	—		—	
	行政処分取扱要領等	有	△		△	
福岡県	監視指導計画	有	○		○	
	一斉取締り実施要領	有	○		○	
	行政処分取扱要領等	有	○		○	
札幌市	監視指導計画	有	○		×	×
	一斉取締り実施要領	有	×		×	
	行政処分取扱要領等	有	○		×	
仙台市	監視指導計画	有	×	×	×	×
	一斉取締り実施要領	無	—		—	
	行政処分取扱要領等	有	×		×	
金沢市	監視指導計画	有	○		×	×
	一斉取締り実施要領	無	—		—	
	行政処分取扱要領等	有	△		×	
名古屋市	監視指導計画	有	×		×	×
	一斉取締り実施要領	有	×		×	
	行政処分取扱要領等	有	○		△	

表 1-(2)-⑦ 立入検査による表示基準違反等の記録状況 (18 都道府県等)

区分	記録様式等の名称	食品表示専用・兼用の別	作成単位	法違反(表示基準違反等を含む。)の記録状況	検査品目数の記録の有無(○×)	備考
北海道 (帯広保健所)	① 重要管理施設台帳【紙】	兼用	施設別	「監視指導記録」欄に監視年月日、監視指導内容等を記入		
	② 台帳管理システム(重点監視施設、一般監視施設用)【電子データ】	兼用	施設別	調査日、指導事項等を入力	×	
	③ 調査事項整理票・調査結果報告書(一般消費者等からの通報用)【紙】	兼用	通報別	通報内容の確認結果とその措置状況を記入		
宮城県 (石巻保健所)	○ 食品衛生指導票【紙】	兼用	施設別	現場で、「改善すべき事項」を記入し、関係事業者に交付	×	帰庁後、食品衛生指導票(控)を記録として保管
東京都 (多摩立川保健所)	① 食品衛生監視日報【電子データ】	兼用	施設別	「備考」欄に違反内容、指導内容等を記入	○	
	② 表示検査票【紙】	専用	施設別	食品の種類別に、検査品目数、そのうちの違反品目数等を記入		
石川県 (南加賀保健所)	○ 食品衛生監視日報【紙】	兼用	検査日別	日別に4施設分の違反内容等を記入	×	
愛知県 (衣浦東部保健所)	① 食品衛生監視指導票【紙】	兼用	施設別	現場で、「指導事項」欄に違反内容、指導内容等を記入し、関係事業者に交付	×	関係事業者に「食品衛生監視指導票」の交付後、期限を付して「措置状況報告書」の提出を求めている。
	② 食品営業許可事務処理システム【電子データ】	兼用	施設別	帰庁後、上記①の食品衛生指導票の指導内容等を当該システムに入力		
大阪府 (茨木保健所)	① 食品衛生指導票【紙】	兼用	許可施設別	現場で、食品衛生指導票に不備事項を記入し、関係事業者に交付	○	
	② 現場での食品の表示・保存基準等検査結果報告表【紙】	兼用	許可施設別	食品分類別に、検査品目数、違反発見件数、違反理由(表示基準)、措置等を記入		
広島県 (尾三地域保健所)	○ 食品衛生監視カード(兼:食品衛生監視票)【紙】	兼用	施設別	国が示した食品衛生監視票の裏面に、検査年月日、検査項目別のチェック、指導事項等を記入	×	
香川県 (中讃保健所)	○ 表示違反指導票【紙】	専用	施設別	現場で、「違反内容」欄に違反事項、違反品の表示状況等を記入し、関係事業者に交付	×	帰庁後、表示違反指導票(控)を記録として保管
福岡県 (筑紫保健所)	○ 食品表示監視票【紙】	専用	施設別	現場で、「表示基準」欄に項目別の適否等の違反内容を、別欄に指導内容を記入し、関係事業者に交付	×	帰庁後、食品表示監視票(控)を記録として保管
札幌市 (札幌市保健所中央衛生担当)	① 営業カード【紙】	兼用	施設別	検査年月日、指導事項等を記入	×	
	② 食品衛生関係市民相談処理票(一般消費者等からの通報用)【電子データ】	兼用	通報別	通報内容の措置結果と処理内容を記入		
仙台市 (青葉保健所)	○ 食品衛生監視指導記録票【紙】	兼用	施設別	現場で「改善すべき事項」を記入し、関係事業者に交付	×	帰庁後、食品衛生監視票(控)を記録として保管
金沢市(保健所)	○ 食品衛生監視票【紙】	兼用	施設別	監視年月日、監視員名、違反内容、指導内容等を記入(3回分記入可)	×	

(続き)

区分 調査対象機関	記録様式等の名称	食品表示専用・兼用の別	作成単位	法違反(表示基準違反等を含む。)の記録状況	検査品目数の記録の有無(○×)	備考
名古屋市 (中保健所)	① 食品衛生監視指導票【紙】	兼用	施設別	現場で「指導・連絡事項」欄に違反内容、指導内容を記入し、関係事業者に交付	×	
	② 食品獣疫担当員業務日誌【紙】	兼用	検査日別	帰庁後、上記①の食品衛生監視指導票の違反内容、指導内容を食品獣疫担当員業務日誌に記入		
大阪市(保健所)	○ 注意指導票【紙】	兼用	許可施設別	違反内容等を記載し、関係事業者に交付	×	
広島市(保健所)	○ 食品衛生監視カード【紙】	兼用	施設別	帰庁後、監視指導の実施年月日、指導事項等を記入し、食品衛生監視票を交付した場合は、その控えをカードに貼り付けて保管	×	
高松市(保健所)	○ 食品衛生指導票【紙】	兼用	施設別	現場で、違反内容、指導内容を記載し、関係事業者に交付	×	帰庁後、食品衛生指導票(控)を施設台帳に挟み込んで保管
福岡市(保健所)	○ 食品衛生指導票【紙】	兼用	施設別	現場で、違反内容、指導内容を記載し、関係事業者に交付	×	帰庁後、食品表示監視票(控)を記録として保管
世田谷区(保健所)	○ 監視台帳【電子データ】	兼用	許可施設別	立入年月日、違反内容、指導内容等を入力	×	
計(18)	25種類	専用=3 兼用=22			○=2 ×=16	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 記録状況は、当省が調査した平成19年8月から11月時点のものである。
 3 「調査対象機関」欄の()内は、抽出調査した保健所名を示す。
 4 東京都は、食品表示(JAS法違反も含む。)専用の記録様式である「表示検査票」を作成している。
 ほかに、香川県及び福岡県が食品表示専用の指導票(監視票)を作成し、指導記録として活用している。

表 1-(2)-⑧ 立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数（9 都道府県）

（単位：施設）

調査対象機関	区分	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
		平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
北海道		71,943	70,058	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	37,175	33,775	181	189
	（うち年末一斉取締り分）	18,458	17,209	79	124
宮城県		50,547	45,720	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	6,290	5,291	13	2
	（うち年末一斉取締り分）	3,961	4,164	9	17
東京都		335,736	372,327	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	75,148	79,979	195	262
	（うち年末一斉取締り分）	39,742	35,097	121	187
石川県		11,389	15,436	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	2,518	2,811	2	1
	（うち年末一斉取締り分）	2,493	2,514	3	8
愛知県		103,573	100,653	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	20,372	19,410	5	3
	（うち年末一斉取締り分）	11,169	10,129	2	2
大阪府		23,142	24,602	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	10,265	11,527	15	7
	（うち年末一斉取締り分）	12,877	13,075	6	7
広島県		30,172	27,870	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	5,547	5,400	23	17
	（うち年末一斉取締り分）	5,506	4,537	70	69
香川県		17,666	17,508	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	2,945	2,942	14	12
	（うち年末一斉取締り分）	2,232	2,277	15	17
福岡県		43,195	37,935	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	6,059	5,973	4	12
	（うち年末一斉取締り分）	4,502	3,924	10	16
	計	687,363	712,109	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	166,319	167,108	452	505
	（うち年末一斉取締り分）	100,940	92,926	315	447

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 「夏期一斉取締り分」は、夏期（原則 7 月）の一斉取締り期間中の実績を、「年末一斉取締り分」は、年末（原則 12 月）の一斉取締り期間中の実績を計上した。
 3 「立入検査の延べ施設数」と「食品表示基準違反の発見施設数」は、食品衛生法第 52 条の食品営業の許可を要する施設と要しない施設の合計を計上した。
 4 「立入検査の延べ施設数」は、同一施設に 2 回以上立入検査を実施した場合は、その回数を、また、立入検査が複数日にわたった場合は、同一施設に複数回立入検査したものと計上した。
 5 「食品表示基準違反の発見施設数」は、同一製造業者において、異なった品目で違反を発見した場合であっても「1」施設として計上した。ただし、同一製造業者に 2 回以上立入検査を実施した結果、2 回以上違反を発見した場合は、違反を発見した回数を計上した。
 なお、「食品表示基準違反の発見施設数」については、年間実績を集計していない都道府県が少なからずみられたことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏期一斉分」及び「年末一斉分」のみ計上した。

表 1-(2)-⑨ 立入検査の延べ施設数及び食品表示基準違反の発見施設数（9市区）

（単位：施設）

調査対象機関	区分	立入検査の延べ施設数		食品表示基準違反の発見施設数	
		平成 18 年度	19 年度	平成 18 年度	19 年度
札幌市		50,011	47,813	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	5,846	5,265	30	23
	（うち年末一斉取締り分）	5,205	5,693	6	26
仙台市		91,587	95,279	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	10,084	10,082	11	20
	（うち年末一斉取締り分）	9,958	19,426	15	57
名古屋市		122,462	117,635	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	10,653	10,609	5	9
	（うち年末一斉取締り分）	11,974	10,982	19	20
金沢市		11,437	13,619	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	1,789	1,951	4	16
	（うち年末一斉取締り分）	1,473	1,647	6	36
大阪市		55,377	58,088	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	34,413	34,319	69	110
	（うち年末一斉取締り分）	20,964	23,769	94	104
広島市		50,675	45,760	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	10,386	9,751	27	22
	（うち年末一斉取締り分）	6,648	5,726	44	0
高松市		10,211	9,160	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	1,969	2,078	10	9
	（うち年末一斉取締り分）	1,811	1,373	10	21
福岡市		90,350	89,511	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	13,667	9,135	11	12
	（うち年末一斉取締り分）	9,973	7,090	6	9
世田谷区		8,406	6,994	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	5,189	4,122	43	45
	（うち年末一斉取締り分）	2,786	2,480	130	64
	計	490,516	483,859	—	—
	（うち夏期一斉取締り分）	93,996	87,312	210	266
	（うち年末一斉取締り分）	70,792	78,186	330	337

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「夏期一斉取締り分」は、夏期（原則 7 月）の一斉取締り期間中の実績を、「年末一斉取締り分」は、年末（原則 12 月）の一斉取締り期間中の実績を計上した。

3 「立入検査の延べ施設数」と「食品表示基準違反の発見施設数」は、食品衛生法第 52 条の食品営業の許可を要する施設と要しない施設の合計を計上した。

4 「立入検査の延べ施設数」は、同一施設に 2 回以上立入検査を実施した場合は、その回数を、また、立入検査が複数日に渡った場合は、同一施設に複数回立入検査したものとして計上した。

5 「食品表示基準違反の発見施設数」は、同一製造業者において、異なった品目で違反を発見した場合であっても「1」施設として計上した。ただし、同一製造業者に 2 回以上立入検査を実施した結果、2 回以上違反を発見した場合は、違反を発見した回数を計上した。

なお、「食品表示基準違反の発見施設数」については、年間実績を集計していない市区が少なからずみられたことから、毎年度、厚生労働省に報告されている「夏期一斉分」及び「年末一斉分」のみ計上した。

表 1-(2)-⑩ 立入検査で発見した食品表示基準違反等で改善報告を受理したものの改善の現地確認状況
(16 都道府県等)

(単位：件、日間、%)

区分	抽出した表示基準違反等件数	改善報告を受理したもの①	改善の現地確認を行ったもの		改善の現地確認までの期間							平均	最長	31日間以上要しているもの③+④+⑤=⑥	割合⑥/②	
			②	割合②/①	当日	2日間以上15日間未満	15日間～31日間	31日間～60日間	60日間～120日間	120日間以上	改善報告の前に改善を現地確認					
																③
都道府県等																
北海道	夏期	57	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	100	34	5	14.7	1	0	1	0	0	0	3	8.0	15	0	0.0
	計	181	35	5	14.3	1	0	1	0	0	0	3	8.0		0	0.0
宮城県	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	13	8	2	25.0	0	1	0	0	0	0	1	8.0	8	0	0.0
	その他	6	6	2	33.3	1	1	0	0	0	0	0	2.0	3	0	0.0
	計	19	14	4	28.6	1	2	0	0	0	0	1	4.0		0	0.0
東京都	夏期	12	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	131	52	1	1.9	0	0	1	0	0	0	0	26.0	26	0	0.0
	計	152	52	1	1.9	0	0	1	0	0	0	0	26.0		0	0.0
石川県	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	10	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	10	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
愛知県	夏期	8	4	1	25.0	1	0	0	0	0	0	0	1.0	1	0	0.0
	年末	4	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	49	20	1	5.0	0	1	0	0	0	0	0	3.0	3	0	0.0
	計	61	26	2	7.7	1	1	0	0	0	0	0	2.0		0	0.0
大阪府	夏期	11	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	9	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	65	15	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	85	17	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
広島県	夏期	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	3	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0	2	-	-	-	-
	計	6	2	2	100.0	0	0	0	0	0	0	2	-		-	-
香川県	夏期	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	22	6	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	35	6	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
福岡県	夏期	10	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	13	3	1	33.3	0	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-
	その他	48	11	3	27.3	0	1	1	0	0	0	1	16.5	25	0	0.0
	計	71	15	4	26.7	0	1	1	0	0	0	2	16.5		0	0.0
札幌市	夏期	27	2	2	100.0	1	0	0	0	0	0	1	1.0	1	0	0.0
	年末	29	2	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	89	20	4	20.0	0	1	2	1	0	0	0	20.3	35	1	25.0
	計	145	24	6	25.0	1	1	2	1	0	0	1	16.4		1	16.7
仙台市	夏期	31	23	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	56	18	2	11.1	0	1	1	0	0	0	0	15.0	28	0	0.0
	その他	104	95	3	3.2	2	0	0	0	0	0	1	1.0	1	0	0.0
	計	191	136	5	3.7	2	1	1	0	0	0	1	8.0		0	0.0

(続き)

区分	抽出した表示基準違反等件数	改善報告を受理したもの ①	改善の現地確認を行ったもの		改善の現地確認までの期間							平均	最長	31日間以上要しているもの ③+④+⑤ =⑥	割合 ⑥/②	
			②	割合 ②/①	当日	2日間以上15日間未満	15日間～31日間	31日間～60日間	60日間～120日間	120日間以上	改善報告の前に改善を現地確認					
								③	④	⑤						
都道府県等																
金沢市	夏期	15	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	18	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	27	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	60	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋市	夏期	11	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	17	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	253	31	1	3.2	0	1	0	0	0	0	0	5.0	5	0	0.0
	計	281	31	1	3.2	0	1	0	0	0	0	0	5.0	-	0	0.0
広島市	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	1	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	14	13	10	76.9	6	1	0	0	0	0	3	1.4	4	0	0.0
	計	15	14	10	71.4	6	1	0	0	0	0	3	1.4	-	0	0.0
高松市	夏期	16	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	26	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	16	4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	58	4	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世田谷区	夏期	39	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	51	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	38	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	128	1	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	夏期	248	32	3	9.4	2	0	0	0	0	0	1	1.0	1	0	0.0
	年末	275	35	5	14.3	0	2	1	0	0	0	2	12.7	28	0	0.0
	その他	975	312	32	10.3	10	6	5	1	0	0	9	8.2	35	1	3.1
	計	1,498	379	40	10.6	12	8	6	1	0	0	12	8.1	-	1	2.5

(注) 1 当省の調査結果による。

2 大阪市及び福岡市については、個別の食品表示基準違反等の内容を把握できなかったため、計上していない。

表 1-(2)-⑪ 立入検査で発見した食品表示基準違反等で、改善報告を受理していないものの改善の現地確認状況（16 都道府県等）

(単位：件、日間、%)

区分 都道府県等	抽出した 表示基準 違反等件 数	改善報告 を受理し ていない もの	改善の現地確認状況												
			改善の現 地確認未 実施又は 改善確認 の記録な し	改善の現 地確認を 行ったも の ①	改善の現地確認までの期間						平均	最長	31日間以 上してい るもの ②+③+ ④=⑤	割合 ⑤/① ×100	
					当日	2日間 以上15 日間未 満	15日間 ～31日 間	31日間 ～60日 間 ②	60日間 ～120日 間 ③	120日間 以上 ④					
北海道	夏期	57	3	0	3	1	1	0	0	1	0	40.0	113	1	33.3
	年末	24	4	0	4	0	1	2	1	0	0	22.0	43	1	25.0
	その他	100	14	0	14	0	4	6	3	0	1	31.1	128	4	28.6
	計	181	21	0	21	1	6	8	4	1	1	30.6		6	28.6
宮城県	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	13	4	0	4	1	2	0	1	0	0	13.3	31	1	25.0
	その他	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	19	4	0	4	1	2	0	1	0	0	13.3		1	25.0
東京都	夏期	12	12	0	12	12	0	0	0	0	0	1.0	1	0	0.0
	年末	9	9	1	8	4	0	0	4	0	0	28.0	56	4	50.0
	その他	131	78	45	33	32	0	0	0	0	1	4.6	120	1	3.0
	計	152	99	46	53	48	0	0	4	0	1	7.3		5	9.4
石川県	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	10	6	0	6	0	0	2	4	0	0	39.0	58	4	66.7
	計	10	6	0	6	0	0	2	4	0	0	39.0		4	66.7
愛知県	夏期	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	4	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	49	2	0	2	0	1	1	0	0	0	14.5	27	0	0.0
	計	61	3	1	2	0	1	1	0	0	0	14.5		0	0.0
大阪府	夏期	11	9	8	1	0	1	0	0	0	0	6.0	6	0	0.0
	年末	9	8	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	65	50	49	1	0	1	0	0	0	0	4.0	4	0	0.0
	計	85	67	65	2	0	2	0	0	0	0	5.0		0	0.0
広島県	夏期	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
香川県	夏期	9	9	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	4	4	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	22	16	15	1	0	1	0	0	0	0	3.0	3	0	0.0
	計	35	29	28	1	0	1	0	0	0	0	3.0		0	0.0
福岡県	夏期	10	7	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	13	7	7	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	48	22	22	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	71	36	36	0	-	-	-	-	-	-	-		-	-
札幌市	夏期	27	16	15	1	0	0	0	0	0	1	161.0	161	1	100.0
	年末	29	8	7	1	1	0	0	0	0	0	1.0	1	0	0.0
	その他	89	35	24	11	1	5	2	1	1	1	35.3	194	3	27.3
	計	145	59	46	13	2	5	2	1	1	2	42.3		4	30.8
仙台市	夏期	31	8	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	56	33	30	3	0	1	2	0	0	0	19.3	30	0	0.0
	その他	104	8	2	6	0	4	0	1	0	1	33.3	145	2	33.3
	計	191	49	40	9	0	5	2	1	0	1	29.3		2	22.2

区分	抽出した表示基準違反等件数	改善報告を受理していないもの	改善の現地確認状況												
			改善の現地確認未実施又は改善確認の記録なし	改善の現地確認を行ったもの ①	改善の現地確認までの期間						平均	最長	31日間以上要しているもの ②+③+④=⑤	割合 ⑤/① ×100	
					当日	2日間以上15日間未満	15日間～31日間	31日間～60日間	60日間～120日間	120日間以上					
								②	③	④					
都道府県等	夏期	15	15	12	3	0	2	0	0	0	1	136.3	393	1	33.3
	年末	18	18	15	3	0	0	0	0	0	3	215.7	220	3	100.0
	その他	27	27	21	6	0	3	0	0	0	3	180.8	400	3	50.0
	計	60	60	48	12	0	5	0	0	0	7	178.4		7	58.3
金沢市	夏期	11	8	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	17	8	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	253	116	115	1	0	0	1	0	0	0	16.0	16	0	0.0
	計	281	132	131	1	0	0	1	0	0	0	16.0		0	0.0
名古屋市	夏期	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	14	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	15	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島市	夏期	16	9	9	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	年末	26	20	20	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	16	10	10	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	58	39	39	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高松市	夏期	39	20	5	15	0	2	4	4	4	1	51.1	139	9	60.0
	年末	51	45	0	45	0	4	0	35	6	0	40.5	118	41	91.1
	その他	38	13	0	13	0	11	1	1	0	0	10.8	32	1	7.7
	計	128	78	5	73	0	17	5	40	10	1	37.4		51	69.9
世田谷区	夏期	248	116	81	35	13	6	4	4	5	3	42.1	393	12	34.3
	年末	275	169	101	68	6	8	4	41	6	3	42.5	220	50	73.5
	その他	975	398	304	94	33	30	13	10	1	7	28.6	400	18	19.1
	計	1,498	683	486	197	52	44	21	55	12	13	35.8		80	40.6

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成18年度及び平成19年度に、立入検査で発見した食品表示基準違反等の中から抽出した1,498件について計上した。
3 大阪市及び福岡市は、個別の表示基準違反等の内容を把握できなかったため、計上していない。
4 「改善報告を受理していないもの」欄は、立入検査時に即時改善した件数を除いたものを計上している。
なお、食品表示基準違反等発見時の指導票等に「表示違反品の店頭撤去」等の記載がない案件については、即時改善ではないものと判断した。

表 1-(2)-⑫ 改善報告（始末書を含む。）を受理していない食品表示基準違反等（立入検査時に即時改善したものを除く。）のうち改善確認を行っていない又は改善確認に 31 日間以上を要している例

問題の種類		内 容	問題の発生原因
立入検査で発見した違反事業者に対し、指導後に改善の現地確認が行われていない。又は、指導後の改善の現地確認に長期を要しているもの	改善の現地確認が行われていない。	平成 19 年 9 月、めんつゆ、しょうゆ等の製造施設から、合理的な賞味期限を設定しているか不安であるとの申告を受け、立入検査した結果、 i) 賞味期限設定の記録に関し、保存試験の方法・期間、データの蓄積・整理等が不十分 ii) 賞味期限設定の根拠書類の記録・保管がない iii) 表示（商品名、賞味期限、ロット番号等）が不適切等の指摘を行った。 しかし、本件は、賞味期間の設定に時間を要するとして、指導後 1 年以上、改善確認が行われなかった。 (札幌市)	札幌市の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認を適切に行う」旨規定されていない。
	改善の現地確認に長期を要している。	平成 18 年度及び 19 年度の立入検査及び収去検査で発見した食品表示基準違反等 66 件には、改善措置状況の確認の記録が残されていたものが 13 件あった。 これらについて、口頭指導から改善の現地確認までの期間をみたところ、長期を要しているものが 6 件（7 か月間が 3 件、11 か月間が 2 件、1 年間で 1 件）ある。さらに、これら 6 件の中には、未改善のものが 2 件ある。 (金沢市)	金沢市の監視指導計画及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認を適切に行う」旨及び改善措置から改善の現地確認までの迅速な処理に関する規定がない。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑬ 食品表示基準違反等事業者に対する保健所の事務処理及び措置が不適切な例

問題の種類	内 容	問題の発生原因	
① 立入検査結果の記録が残されていない。又は、具体的な違反内容、指導内容等が記録されていないもの（3都道市 98件）	立入検査結果の記録が不十分	立入検査で指導事項があった場合、台帳管理システム（保健所の独自システム）に調査日、調査者、指導事項を入力することとしているが、台帳の「指導事項」欄には「表示なし、口頭指導」としか記載されておらず、違反事案の継続的な監視に必要な、製品名、無表示の内容、具体的な指導内容等を記録していない。（北海道） （注）同種の案件がほかに6件ある。	監視指導の基本的事項である立入検査結果の記録が適正に行われているかチェックする仕組みが設けられていない。
	立入検査結果が記録されていない。	独立行政法人農林水産消費技術センター小樽センターが買い上げ調査を行った「いくら醤油漬」が、「解凍後の期限表示をすべきところ、消費期限を大きく超えた表示をしていた」として、北海道農政事務所を經由して通報があり、立入検査した案件について、指摘事項がある場合、事業者別の「営業カード」に、指導年月日、違反内容、指導内容等を記録することとしているが、その記録がない。 さらに、当該事業者に対して指導票を交付しているが、改善報告の方法、期限等についての記録がない。（札幌市） （注）同種の案件がほかに1件ある。	同 上
		立入検査により、平成18年度22件、平成19年度67件の計89件の食品表示基準違反等を発見したとの集計表が残されているが、違反の内容、措置内容、改善状況等、指導の経過が分かる記録を、食品衛生監視日報に残していない。（東京都）	同 上
② 立入検査で発見した違反事業者に対し、指導後に改善の現地確認が行われていない、又は、指導後の改善の現地確認に長期を要しているもの（2道県 47件）	改善の現地確認が行われていない。	平成18年度及び19年度に、立入検査で計46件の食品表示基準違反等を発見し、軽微な違反と判断して口頭指導を行っているが、これらすべてについて改善の確認を行っていない。 このため、2年間に同じ食品表示基準違反（期限表示なし）を繰り返しているものあり（2件）（石川県）	石川県の夏期・年末の一斉取締り実施要領には「改善措置状況の確認を適切に行う」と明記されているが、この規定が遵守されていない。 一方で、「行政処分等の取扱いについて」（平成19年2月1日制定）には、「必要に応じて営業者に対し違反内容を明記した食品衛生指導注意票を交付し、後日、その違反の改善を確認する。」とされ、注意票を交付した場合に改善を確認する内容となっており、規定の内容に統一性を欠いている。
	改善の現地確認に長期を要している。	平成19年度に細菌及び理化学検査のために収去した「いかの塩辛」について、保存方法の表示が3種類（要冷蔵、0℃、-5℃）表示されており、紛らわしい表示であったので、表示を適正に行うよう口頭指導した。 しかしながら、改善を確認したのは、指導から約1年を経過して行った同一商品の収去検査（平成20年6月13日）であり、改善確認までに長期間を要している。指導時に事業者は、シール貼付により改善するとしているが、改善確認までの間、不適切な表示が継続していた可能性もある。（北海道）	北海道の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、改善措置から改善の現地確認までの迅速な処理に関する規定がない。
③ 立入検査で発見した表示違反に対する指導後の改善の	改善の現地確認の記録が残されていない。	平成18年度及び19年度に、立入検査で計89件の食品表示基準違反等を発見したことが分かる集計記録が残されているが、これらの違反等の内容、指導内容、その後の改善状況等を記録すべき「食品衛生監視日報」に、まったく記録が残されていない。（東京都）	東京都の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認及び記録を適切に行う」旨規定されていない。

(続き)

問題の種類	内 容	問題の発生原因
<p>現地確認の記録が残されていないもの(8都道府県市区307件)</p>	<p>立入検査の結果、指導を行った場合、「監視指導結果表」の「指導事項」欄に、違反内容、指導内容、改善の現地確認の状況等を記載することとしているが、平成18年度及び19年度の間、立入検査で食品表示基準違反等を指摘した183件を抽出したところ、改善の現地確認の記録が行われていないものが17件みられた。(北海道)</p>	<p>北海道の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認及び記録を適切に行う」旨規定されていない。</p>
	<p>立入検査の結果、指導を行った場合、「営業カード」の「指導事項」欄に、違反内容、指導内容、改善の現地確認の状況等を記載することとしているが、平成18年度及び19年度の立入検査で発見された食品表示基準違反等145件を抽出したところ、改善の現地確認の記録が行われていないものが8件みられた。(札幌市)</p>	<p>札幌市の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認及び記録を適切に行う」旨規定されていない。</p>
	<p>平成18年度及び19年度の立入検査及び取去検査で発見した食品表示基準違反等152件抽出し、このうちの53件の改善の現地確認状況をみたと、改善指導中の3件と表示責任者が他の都道府県等に所在する通報案件4件の計7件を除く46件については、即時改善が26件、改善の現地確認が19件、改善報告が1件であるとの説明があった。 しかし、これらのうち、即時改善24件、改善の現地確認14件、計38件については、改善を確認した記録が残されていない。(世田谷区)</p>	<p>世田谷区の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認及び記録を適切に行う」旨規定されていない。</p>
	<p>平成18年度及び19年度の立入検査及び取去検査で発見した食品表示基準違反等を66件抽出したところ、これらはすべて違反が軽微であって直ちに改善が図られるとして口頭指導が行われている。 これらの中には、食品衛生監視票に改善を確認した記録が残されていないものが50件ある。(金沢市)</p>	<p>金沢市の監視指導計画及び行政処分取扱要領等のいずれにも、「改善措置状況の確認及び記録を適切に行う」旨規定されていない。</p>
	<p>平成18年度及び19年度の立入検査及び取去検査で発見した食品表示基準違反等を96件抽出したところ、このうちの77件は、表示違反指導票を交付して改善指導が行われていた。 しかし、これらのうちの39件については、指導票の控や施設台帳に改善を確認した記録が残されていない。(香川県)</p>	<p>香川県の「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」(昭和54年5月1日制定)には、「行政処分若しくは告発を行った違反行為又は行政処分を行わなかった違反行為の内容については、許可営業にあっては営業許可台帳に記入し、その他の営業にあっては許可を要しない営業違反台帳に記録するものとする。」とされているが、この規定が遵守されていない。</p>
	<p>平成18年度及び19年度の立入検査及び取去検査で発見した食品表示基準違反等を58件抽出したところ、このうちの38件は、食品衛生指導票を交付して改善指導が行われていた。 しかし、これらのうちの18件については、指導票の控や施設台帳に改善を確認した記録が残されていない。(高松市)</p>	<p>高松市の「食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領」(平成12年4月1日制定)には、「行政処分若しくは告発を行った違反行為又は行政処分を行わなかった違反行為の内容については、許可営業にあっては営業許可台帳に記入し、その他の営業にあっては許可を要しない営業違反台帳に記録するものとする。」とされているが、この規定が遵守されていない。</p>
	<p>平成18年度及び19年度の立入検査及び取去検査で発見した食品表示基準違反等を137件抽出したところ、これらのうちの48件(口頭指導案件26件、文書指導案件22件)については、食品表示監視票の控に改善を確認</p>	<p>福岡県の「夏期・年末の一斉取締り実施要領」には、「食品衛生法に違反する事実が認められた場合には、「福岡県食品衛生関係行政処分実施要綱」</p>

(続き)

問題の種類	内 容	問題の発生原因
	した記録が残されていない。(福岡県)	(平成19年5月16日制定)に基づき、遅滞なく必要な措置を講じるとともに、違反内容等の改善について確認を行い、記録を保存すること。」とされているが、この規定が遵守されていない。
④ 同一事業者が違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭指導を行っているため、改善に長期を要しているなど、適切な改善措置がとられていないもの(2道市8件)	<p>違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭指導を行っているため、改善に長期を要している。</p> <p>平成19年8月に、地方農政事務所から通報を受け、合同調査(8月20日)を行ったところ、無表示のてんぷら・かまぼこが発見されたため、口頭指導を行った。その後、平成19年8月28日に改善の現地確認を行ったところ、無表示の食肉が発見されたため、店頭から撤去させた。</p> <p>また、平成19年9月12日に再度、立入検査を行ったところ、無表示の食肉パックと魚肉ねり製品を発見し、重ねて口頭指導を行っている。</p> <p>最終的に、平成19年10月23日の立入検査で改善が確認されたが、発見から改善までに約2か月間を要している。(北海道)</p>	<p>北海道の「食品衛生関係行政処分等事務取扱要領」(昭和56年8月29日制定)では、表示違反に対する行政指導手順として、以下のとおり定めているが、この規定が遵守されていない。</p> <p>① 営業者に対して、「監視指導票」により必要な事項について指導を行うものとする。</p> <p>② 上記①によっても改善がされない場合は、指示書より必要な事項について指導を行うものとする。</p> <p>③ 当該食品等の表示を改善して販売する場合は、「改善措置届」を提出させるものとする。</p> <p>④ 改善措置後の食品等を食品衛生監視員が確認し、適正と認める場合には販売を認めるものとする。</p>
健康被害につながるおそれがあるアレルギー表示の欠落案件を口頭指導で済ませている。	<p>平成18年度の年末一斉取締りで立入検査を行った食品販売店において、i) アレルギー物質表示、ii) 食品添加物表示、iii) 消費期限表示が欠落している自店製造の弁当を発見しているが、口頭指導で済ませている。(北海道)</p> <p>(注) 同種の案件が、ほかに2件、また、札幌市にも1件ある。</p>	同 上
指導内容が多項目かつ子細に及んでいるにもかかわらず、口頭で済ませている。	<p>平成19年度の立入検査の結果、期限表示のない商品が発見されたことから、当該事業者を所管する保健所は、当該商品の販売者に対して、口頭で改善を指導している。</p> <p>しかしながら、その口頭指導の内容は、次のとおり、多項目かつ子細に及んでいるにもかかわらず、監視指導票を交付せず、口頭で済ませている。(北海道)</p> <p>i) 期限表示がされていない商品の販売中止</p> <p>ii) 菓子の製造者との科学的及び合理的な根拠に基づく期限表示の設定に係る協議</p> <p>iii) ii) の協議結果に基づく期限表示の貼付</p> <p>iv) 商品の取扱方法に関して製造者との再確認</p> <p>v) 保存方法の表示内への記載について製造者との協議</p> <p>vi) 納品時に製造年月日、賞味期限に関する情報の提示を求め、記録を保管</p> <p>vii) 搬入時の温度測定、外観状態の検品、記録の保管</p> <p>viii) 販売施設及び在庫保管の冷凍ストッカーの温度管理、記録の徹底</p> <p>(注) 同種の案件がほかに1件ある。</p>	同 上

(続き)

問題の種類	内容	問題の発生原因																																																				
	<p>同種の違反案件の改善措置が異なっておりバランスを欠いている。</p> <p>平成 20 年 2 月、購入した商品に消費期限の表示がないとの通報を受けたため、販売店を立入検査したところ、当該製品は 10 パック入りの段ボールに入り冷凍で納入されており、外箱には、保存方法（要冷凍：-18℃以下）と賞味期限が表示されているが、個々の商品には表示がなく、無表示のまま店頭で陳列されている状況が確認されたため、すべての商品を売り場から撤去し、適正な表示するよう口頭指導している。</p> <p>しかし、本件と同様に、冷凍で輸送し販売時に解凍して販売する、いわゆる冷凍チルド品の表示に関する事案について、販売者における表示が不適切であったことから、適切な表示をするよう指導票を交付しており、改善措置が異なっている。(札幌市)</p>	<p>札幌市の「食品衛生監視指導計画」（平成 18 年から 19 年）では、違反が軽微であって、直ちに改善されるものを除き、食品衛生指導票等の文書により指導を行うとされているが、この規定が徹底されていない。</p>																																																				
<p>⑤ 同一事業者が違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭指導を行っているため、指導効果が上がっていないもの（2 市区 27 件）</p>	<p>違反を繰り返している事業者であるにもかかわらず、毎回、口頭指導を行っているため、指導効果が上がっていない。</p> <p>平成 18 年度から 19 年度の夏期又は年末の一斉取締りの立入検査（4 回）で、下表のとおり、保存方法の表示に関する違反を繰り返し発見した食品スーパーに対し、毎回、口頭指導で済ませており、指導効果が上がっていない。</p> <p>なお、本件は、平成 20 年度の夏期の一斉取締りの立入検査においても未改善であったが、同様に口頭指導で済まされている。(札幌市：4 件)</p> <p>(指導の経過)</p> <table border="1" data-bbox="451 949 1059 1274"> <thead> <tr> <th>検査年月日</th> <th>品目</th> <th>違反の内容</th> <th>指導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年 7 月 10 日</td> <td>フライ等</td> <td>保存温度の不適切表示</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 7 月 9 日</td> <td>ラム肉等</td> <td>同上</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 7 月 9 日</td> <td>しまほっけ等</td> <td>同上</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 12 月 3 日</td> <td>冷凍肉類等</td> <td>同上</td> <td>口頭指導</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 本案件のほかに、同様の案件が 2 例（5 件）ある。</p> <p>平成 18 年度及び 19 年度に行った立入検査（11 回）で、下表のとおり、同一事業者が表示違反を繰り返しているにもかかわらず、毎回、口頭指導で済ませており、指導効果が上がっていない。(世田谷区：16 件)</p> <p>(指導の経過)</p> <table border="1" data-bbox="451 1523 1059 2072"> <thead> <tr> <th>検査年月日</th> <th>品目</th> <th>違反の内容</th> <th>指導方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年 6 月 7 日</td> <td>惣菜</td> <td>アレルギー物質の誤記</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>18 年 7 月 18 日</td> <td>洋菓子</td> <td>賞味期限の誤記</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>18 年 12 月 13 日</td> <td>惣菜</td> <td>アレルギー物質の誤記</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 6 月 6 日</td> <td>魚介類加工品（ほか 3 件）</td> <td>原材料表示不適切（ほか 3 件）</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 6 月 27 日</td> <td>惣菜（ほか 1 件）</td> <td>賞味期限表示なし（ほか 1 件）</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 7 月 18 日</td> <td>洋生菓子</td> <td>製造者氏名に屋号を記載</td> <td>口頭指導</td> </tr> <tr> <td>19 年 7 月 25 日</td> <td>惣菜</td> <td>アレルギー表示欠落</td> <td>口頭指導</td> </tr> </tbody> </table>	検査年月日	品目	違反の内容	指導方法	平成 18 年 7 月 10 日	フライ等	保存温度の不適切表示	口頭指導	19 年 7 月 9 日	ラム肉等	同上	口頭指導	19 年 7 月 9 日	しまほっけ等	同上	口頭指導	19 年 12 月 3 日	冷凍肉類等	同上	口頭指導	検査年月日	品目	違反の内容	指導方法	平成 18 年 6 月 7 日	惣菜	アレルギー物質の誤記	口頭指導	18 年 7 月 18 日	洋菓子	賞味期限の誤記	口頭指導	18 年 12 月 13 日	惣菜	アレルギー物質の誤記	口頭指導	19 年 6 月 6 日	魚介類加工品（ほか 3 件）	原材料表示不適切（ほか 3 件）	口頭指導	19 年 6 月 27 日	惣菜（ほか 1 件）	賞味期限表示なし（ほか 1 件）	口頭指導	19 年 7 月 18 日	洋生菓子	製造者氏名に屋号を記載	口頭指導	19 年 7 月 25 日	惣菜	アレルギー表示欠落	口頭指導	<p>札幌市の「食品衛生関係行政処分取扱内規運用要領」（平成 20 年 3 月 31 日最終改正）では、軽微な違反の取り扱いとして、段階的な指導手順を経て改善されない場合は営業停止命令等の行政処分を行うとされているが、この規定が遵守されていない。</p> <p>世田谷区の「食品衛生夏期一斉監視事業実施要領」及び「食品衛生歳末一斉監視事業要領」では、「表示違反は、誓約書、始末書等を徴するなどの措置を行い、速やかに改善を指導する。」とされているが、違反を繰り返す事業者に対する厳正な措置が明記されていない。</p>
検査年月日	品目	違反の内容	指導方法																																																			
平成 18 年 7 月 10 日	フライ等	保存温度の不適切表示	口頭指導																																																			
19 年 7 月 9 日	ラム肉等	同上	口頭指導																																																			
19 年 7 月 9 日	しまほっけ等	同上	口頭指導																																																			
19 年 12 月 3 日	冷凍肉類等	同上	口頭指導																																																			
検査年月日	品目	違反の内容	指導方法																																																			
平成 18 年 6 月 7 日	惣菜	アレルギー物質の誤記	口頭指導																																																			
18 年 7 月 18 日	洋菓子	賞味期限の誤記	口頭指導																																																			
18 年 12 月 13 日	惣菜	アレルギー物質の誤記	口頭指導																																																			
19 年 6 月 6 日	魚介類加工品（ほか 3 件）	原材料表示不適切（ほか 3 件）	口頭指導																																																			
19 年 6 月 27 日	惣菜（ほか 1 件）	賞味期限表示なし（ほか 1 件）	口頭指導																																																			
19 年 7 月 18 日	洋生菓子	製造者氏名に屋号を記載	口頭指導																																																			
19 年 7 月 25 日	惣菜	アレルギー表示欠落	口頭指導																																																			

(続き)

問題の種類		内 容				問題の発生原因
		19年 8月1日	惣菜	消費期限表示 を賞味期限表 示と誤記	口頭指導	
		19年 8月22日	魚肉練製品	アレルギー表 示欠落	口頭指導	
		19年 12月19日	惣菜（ほか 1件）	アレルギー表 示欠落（ほか 1件）	口頭指導	
		19年 12月25日	惣菜	アレルギー表 示欠落	口頭指導	
		(注) 同種の案件がほかに1例（2件）ある。				
⑥ 立入検査で食品表示基準違反等を見出し、始末書の提出を文書で指導したが、特段の理由がないまま、受理までに長期を要しているもの（1市1件）		<p>平成19年12月、他の都道府県等からの通報を受けて立入検査を行ったところ、「着色料使用」と用途名の記載はあるが、物質名が記載されておらず、また、期限表示を品質保持期限と記載しているジャムを見出し、食品衛生監視票を交付（12月28日）し、始末書の提出を指導した。</p> <p>しかし、始末書を受理（平成20年2月26日）するまでに、特段の理由がなく、長期間（60日間）を要している。（広島市）</p>				広島市の監視指導計画、一斉取締り実施要領及び行政処分取扱要領等のいずれにも、違反事業者に始末書の提出を求めた場合、速やかに受理する旨の規定がない。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-⑭ 立入検査で発見した他の都道府県等が管轄する事業者の違反を当該都道府県等に通報して
いないなど、通報案件等の処理が不適切な例

問題の種類	内 容	問題の発生原因
<p>① 立入検査で、他の都道府県等が管轄する事業者が原因となる表示違反を発見したが、当該都道府県等に通報していない、又は、速やかに通報していないなど、通報案件の処理が不適切なもの（3 県市区 3 件）</p>	<p>他の都道府県等が管轄する事業者の違反案件を通報していない。</p> <p>平成 19 年度の夏期の一斉取締りによる立入検査で、他の都道府県等が管轄している魚介類の移動販売事業者において、表示のない「パック入り刺身」を発見したが、当該都道府県等に通報していない。（世田谷区）</p>	<p>世田谷区の「平成 19 年度夏期一斉取締り実施要領」では、「JAS 法違反及びその疑いがある事例を発見した場合は、関係機関に情報提供するため、都に提供する」とされているが、この規定が遵守されていない。</p>
	<p>他の都道府県等が管轄する事業者の違反案件の通報が遅延</p> <p>平成 19 年度の年末一斉取締りの立入検査で、管内の保健所が、「着色料使用」との表示があるが、その物質名が欠落しているジャムを発見した案件は、表示違反の原因追究等のため、製造所等を管轄する広島市に通報されているが、違反の発見から広島市へ通報するまでに 15 日間を要している。</p> <p>なお、管内の保健所は、公文書による報告前に、電話及び電子メール（表示写真等）で県食品衛生室に報告（処理経過の記録なし。）しているが、県食品衛生室は、公文書の到着を待って広島市に対する調査依頼を行っている。（広島県）（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の保健所が違反食品を発見（平成 19 年 12 月 13 日） ・同保健所が「違反食品等の発見報告書」を食品衛生室に報告（同年 12 月 28 日）（発見から 15 日後） ・食品衛生室から広島市にファクシミリで調査依頼（同年 12 月 28 日） ・広島市が立入検査を実施（同年 12 月 28 日） ・広島市から調査結果の回答受理（20 年 3 月 6 日） 	<p>通報案件の処理に関する進行管理が不適切</p>
	<p>他の都道府県から通報を受けた案件の措置結果の回答が遅延</p> <p>他の都道府県から、平成 18 年度の夏期の一斉取締りによる収去検査（7 月 25 日）の結果、成分規格基準（細菌数）に違反し、かつ、製造者の固有記号番号の表示が欠落しているアイスクリームを発見したとの通報（8 月 7 日）を受け、立入検査（8 月 9 日）を行った結果、指導票を交付し、次のとおり指導した。</p> <ol style="list-style-type: none"> i) 成分規格基準（細菌数）に適合したことを確認するまで販売しないこと。 ii) 製造所固有記号を記載すること等 <p>その後、指導事項の改善の現地確認は行ったものの、通報元の都道府県に対する措置結果の回答については、当該製造業者の社長が長期入院し、改善報告書を徴取できなかったことを理由に、約 4 か月後（平成 18 年 12 月）と約 7 か月後（平成 19 年 3 月）に電話で行っている。（高松市）</p>	<p>通報案件の処理に関する進行管理が不適切</p>
<p>② 他の都道府県等から表示違反に係る通報を受け付けたものの、当該表示違反の事業者の所在地を管轄する保健所への連絡が遅れたことなどから、立入検査の着手が遅延しているもの（1 道 3 件）</p>	<p>他の都道府県等の保健所から「北海道で製造されているさけ加工品の表示が不適切である。」との通報を受け、立入検査を行った案件について、道食品衛生課は、平成 19 年 7 月 31 日付けの文書を受けながら、製造所を所管する保健所へ調査依頼を行ったのは 27 日後（8 月 27 日）であった。（北海道）</p> <p>管内の保健所が、他の都道府県等の保健所から「市内で製造されている筋子の表示が不適切である。」との通報を受けた案件は、当該製造所を管轄する保健所が、道食品衛生課を経由して通報を受理（平成 18 年 7 月 7 日）してから、立入検査の実施（同年 8 月 18 日）までに 42 日間を要している。（北海道 2 件）</p>	<p>通報案件の処理に関する進行管理が不適切</p>

(続き)

問題の種類	内 容	問題の発生原因								
<p>③ 立入検査でJAS法違反を発見したが都道府県のJAS法担当部局に対しその情報の提供を行っていないもの(1道4件)</p>	<p>平成18年度に立入検査を行った「そうざい店」で、食品衛生法に基づくアレルギー表示及び添加物表示の欠落のほか、以下のようなJAS法に基づく不適正表示を発見しているものの、JAS法担当部局に情報提供していない。(北海道)</p> <p>(JAS法違反の内容)</p> <table border="1" data-bbox="579 414 1227 642"> <thead> <tr> <th data-bbox="579 414 738 448">品 目</th> <th data-bbox="738 414 1227 448">違 反 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="579 448 738 510">芋天</td> <td data-bbox="738 448 1227 510">「天ぷら粉」を「小麦粉」と表示している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 510 738 573">卵の花</td> <td data-bbox="738 510 1227 573">植物油脂の表示が欠落している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="579 573 738 642">カボチャ煮</td> <td data-bbox="738 573 1227 642">原材料に食塩の表示が欠落している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同様の案件がほかに3件ある。</p>	品 目	違 反 内 容	芋天	「天ぷら粉」を「小麦粉」と表示している。	卵の花	植物油脂の表示が欠落している。	カボチャ煮	原材料に食塩の表示が欠落している。	<p>JAS法違反を発見した場合のJAS法担当部局への情報提供が徹底されていない。</p>
品 目	違 反 内 容									
芋天	「天ぷら粉」を「小麦粉」と表示している。									
卵の花	植物油脂の表示が欠落している。									
カボチャ煮	原材料に食塩の表示が欠落している。									

(注) 当省の調査結果による。